

大阪市大正区アンバサダー設置要綱

(目的)

第1条 大阪市大正区（以下「大正区」という。）の魅力を外に広く発信し、大正区の知名度向上及びイメージアップに資するため、「大阪市大正区アンバサダー」（以下「アンバサダー」という。）を置く。

(任務)

第2条 アンバサダーの任務は、次のとおりとする。

- (1) 大正区の様々な魅力を内外に広く情報発信すること
- (2) 大正区のイメージアップに関すること
- (3) 大正区が主催する各種行事等への協力に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的に資すると大阪市大正区長（以下「大正区長」という。）が認める活動に関すること

(委嘱)

第3条 アンバサダーは、次の各号に該当する者又は団体の中から、大正区長が委嘱する。

- (1) 大正区出身又は大正区にゆかりがあり、その活動が広く一般に認知されていること
- (2) 自ら主体的・自主的に大正区の魅力発信、認知度の向上及びイメージアップに資する活動等に取り組み、PR活動を広く実施すること

(任期)

第4条 アンバサダーの任期は、委嘱のあった日の属する年度の3月31日までとする。ただし、任期満了の日までにアンバサダーから辞退の申出がない場合は、任期をさらに1年延長できるとし、以後もまた同様とする。

(解嘱)

第5条 大正区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、アンバサダーを解嘱することができる。

- (1) アンバサダーから辞退の申出があったとき
- (2) 第2条各号に掲げる活動を行うことができなくなったと認められるとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、大正区長がアンバサダーとして適任でないと認めたとき

(報酬等)

第6条 アンバサダーの活動への報酬は支給しない。ただし、大正区長が必要と認める場合は、その活動のための費用を予算の範囲内で支給することができる。

(庶務)

第7条 アンバサダーとの連絡その他の庶務は、公民連携事業主管課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は大正区長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月16日から施行する。